

出土品取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県物品取扱規則（昭和40年長崎県規則第75号。以下「規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、出土品の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- 一 管理者 長崎県埋蔵文化財センター所長をいう。
- 二 会計員 長崎県埋蔵文化財センターの総務課長をいう。
- 三 点検者 管理者の命を受け、出土品の点検及び照合に関する事務を行う者をいう。

(出土品の分類等)

第3条 出土品の分類及び取扱いについては、次の各号に掲げる時代ごとに、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧石器時代 別表1
- 二 縄文時代 別表2
- 三 弥生時代 別表3
- 四 古墳時代 別表4
- 五 古代 別表5
- 六 中世 別表6
- 七 近世 別表7
- 八 近現代 別表8
- 九 近現代（戦争遺跡関連） 別表9

(出土品の管理)

第4条 会計員は、出土品の受払いがあった場合、出土品出納簿（様式第一号）に記録し、常に保有状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 管理者は、その管理する出土品を前条で定める分類ごとに整理し、保管しなければならない。
- 3 管理者は、点検者に命じ、その管理している出土品全般について年1回出土品出納簿と照合を行い、適正な管理に努めなければならない。
- 4 管理者は、出土品を貸し付けたときは、出土品貸出簿（様式第二号）に記録し、常に貸付の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

出土品取扱要綱細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、出土品取扱要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出 土 品 埋蔵文化財
- (2) 出 納 簿 出土品取扱要綱に定める出土品出納簿（様式第一号）
- (3) 貸 出 簿 出土品取扱要綱に定める出土品貸出簿（様式第二号）
- (4) 各市町教委 長崎県内各市町教育委員会
- (5) 県 教 委 長崎県教育委員会
- (6) 保 管 証 文化庁事務連絡「発掘届に対する指示公文の伝達について（事務連絡）」（昭和50年度伝達）に基づく埋蔵文化財保管証
- (7) 発 見 届 文化財保護法（以下「法」という。第100条の規定により警察署長への通知を行うための、埋蔵文化財発見届

(出土品の分類等)

第3条 要綱第3条に掲げる別表1～9は、出土品の取扱いに関するものとする。出土品の分類については別紙『遺物台帳』作成の流れにより行う。

(出土品の管理)

第4条 各市町教委発掘による出土品については、法第105条に基づき県の帰属物となり、保管証の提出を行うことで当該市町教育委員会が保管することとする。なお、県帰属日は遺失物法第37条第1項に基づくものとし、要綱第4条第1項に定める出納簿への登記は次の各号に定めた日に行うものとする。

- (1) 各市町教委発掘による出土品については、保管証が提出され、文化財認定を通知したとき。
- (2) 中核市においては発見届の写しが県教委に提出されたとき。
- (3) 県教委発掘による出土品については、警察署長へ発見届を提出したとき。

2 要綱第4条第3項に定める照合は、出納簿と保管証および発見届との照合をもって行うものとする。

(貸 付)

第5条 出土品は、その用途又は目的を妨げない限り、貸付けることができる。

2 出土品を貸付けるときは、出土品の貸付を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 貸付を受けようとする出土品名（品名・数量）
- (3) 貸付を受けようとする出土品の発見された遺跡名
- (4) 貸付を受ける目的
- (5) 使用及び展示する場所
- (6) 貸付期間

3 前項の申請書を受理したときは、これを審査したうえで、次に掲げる事項を記載した書類により貸付を決定するものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 貸付する出土品名（品名・数量）
- (3) 貸付する出土品の発見された遺跡名
- (4) 貸付目的
- (5) 使用及び展示する場所
- (6) 貸付期間

（譲 与）

第6条 各市町教委より譲与申請がなされたときは、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例」第6条の規定を準用する。また、その旨、出納簿に記載しなければならない。

（会計年度）

第7条 出土品の会計年度は、物品取扱規則（以下「規則」という。）第3条の規定を準用する。

（雑 則）

第8条 その他出土品の管理について必要な事項は、規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から適用する。